
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **IASB によるプロジェクトの近況報告と議題の計画：資本の特徴を有する金融商品**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 4 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において予定されている国際会計基準審議会 (IASB) スタッフからの近況報告や今後の審議及びアウトリーチの計画についての議論のうち、「資本の特徴を有する金融商品」について、関連するアジェンダ・ペーパーの主な内容及び当委員会事務局による気付き事項をまとめたものである。

II. 背景

2015 年 3 月の ASAF 会議までの検討状況

2. 本プロジェクトの目的は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の財務報告における課題を調査し、財務報告を改善し識別された欠陥を解決するための潜在的な方法を評価することである。
3. 2014 年 9 月の ASAF 会議において、IASB は本プロジェクトの範囲について ASAF メンバーからの助言を仰ぎ、ASAF メンバーから次のような意見が示された。
 - (1) 金融危機においても、IAS 第 32 号が堅牢なものであることが証明された。
 - (2) 要求事項の根本的なレビューは必要であるが、IASB は白紙から検討する必要はない。IASB は実務上の問題に対処するために IAS 第 32 号の要求事項についてより適切な根拠を検討すべきである。
4. 2014 年 10 月の IASB 会議において、IASB は、本プロジェクトは次の項目の改善を検討することであると決定した。
 - (1) 概念フレームワークにおける負債及び資本の定義を修正することを含む、IAS 第 32 号における負債と資本の区分
 - (2) 表示及び開示の要求事項
5. 2015 年 3 月の ASAF 会議において、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が公表したディスカッション・ペーパー「請求権の分類」及び当該ディスカッション・ペー

パーの本プロジェクトへの影響が議論された。ASAF メンバーからは次のような提案がなされた。

- (1) IASB は、負債と資本の分類からもたらされる情報の目的（例えば、流動性、ソルベンシー、業績、特定のクラスの商品への所有者へのリターンを描写すること）を考慮すべきであるが、財務諸表が全体として当該目的を満たすための情報を提供する必要があることを意識すべきである。
- (2) 請求権は多くの異なる特性を有しており、単一の区分では当該特性を表わすことができない可能性がある。
- (3) 負債を積極的に定義し、資本は残余とすべきである。

2015 年 3 月以降の検討状況

6. 2015 年 3 月以降、IASB が議論している内容は主に次のとおりである。

- (1) 財務報告上の課題
- (2) 課題に対するアプローチの計画
- (3) 計画に対する進捗状況

(財務報告上の課題)

7. 2015 年 5 月の IASB 会議において、IASB スタッフは、概念上の課題と適用上の課題を区別して財務報告上の課題を識別している。

- (1) 概念上の課題：IAS 第 32 号及び概念フレームワークにおける負債と資本の区分に関する基礎となる根拠及びアプローチを識別すること
- (2) 適用上の課題：IAS 第 32 号における要求事項の首尾一貫性、網羅性、明瞭性に関するもの

8. 概念上の課題については、様々な請求権を 2 つに区分することが困難さを生じさせており、例えば、首尾一貫しない特徴が負債と資本の区分に用いられていることからその困難さが明らかである（プッタブル金融商品の例外）。概念上の課題として、負債と資本の区分によってどのような情報が提供されるか、下位クラスの表示及び開示によってどのような情報が提供されるかということ識別する必要がある。

9. 適用上の課題があることは、過去に IFRS 解釈指針委員会に多くの解釈依頼が提出され、それらが解決しないままとなっていることから明らかである。

(課題に対するアプローチの計画)

10. 2015年5月のIASB会議において、IASBは課題に対処するための工程表を議論した。IASBは、IAS第32号における負債と資本の区分に用いられる特徴を出発点として、次の事項を検討している。
- (1) どのような請求権の区分が有用であるか、またその理由は何か。
 - (2) 分類に対する異なるアプローチによって、どのように負債と資本を区分することの有用性が向上するか又は低下するか。

(計画に対する進捗状況)

11. 課題に対するアプローチの計画に基づき、IASBは次の事項を実施している。
- (1) 利用者に対して目的適合性があるように負債と資本を区分するために、IAS第32号に用いられている請求権の特徴を検討し、当該特徴が目的適合的である理由を検討した。
 - (2) IAS第32号の基礎となる根拠を補強し要求事項を改善するために、検討された特徴に基づき、3つのアプローチ（アルファ、ベータ、ガンマ）を識別した。
 - (3) 企業自身の資本に対するデリバティブを会計処理する際に生じる追加的な課題を議論した。
12. 2015年6月のIASB会議において、IASBは、企業に対する請求権の特徴及び利用者に目的適合性のある特定の特徴に関する情報について議論した。IASBスタッフは、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対して潜在的に影響を与える特徴は目的適合性があるものとしている。分析の結果、IASBは次の目的適合性のある特徴を識別した。
- (1) 請求権を決済するために移転が要求される経済的資源の「種類(type)」(現金、財又はサービスなど)
 - (2) 請求権を決済するために要求される経済的資源の移転の「時期(timing)」(特定の日、要求払、清算時など)
 - (3) 移転に必要となる経済的資源の「金額(又は数量)(amount (or quantity))」(通貨単位、商品数量、計算式、変化率、企業の純資産持分など)
 - (4) その他の請求権との相対的な請求権の「優先順位(priority (or seniority/rank))」(シニア、ジュニアなど)
13. 2015年7月のIASB会議において、IASBは、識別された特徴の情報を用いて利用者

が行う財政状態及び財務業績の様々な評価を議論した。IASB は次の評価を識別した。

(1) 財政状態について

- ① 期限到来時(as and when)における義務を果たすために要求される経済的資源を企業が保有しているか。この評価にあたっては、清算時点以外の特定の「時点」に経済的資源を移転する請求権の情報が必要とされる。
- ② 一時点における義務を果たすために要求される経済的資源を企業が十分に保有(has sufficient)しているか。この評価にあたっては、企業の利用可能な経済的資源から独立した特定の「金額」を要求する請求権の情報が必要とされる。また、どのように経済的資源が請求権に分配されるかを評価するために、清算時点における請求権の「優先順位」に関する情報も必要とされる。

(2) 財務業績について

- ① 請求権に対して約束したリターンを満たすために、企業が経済的資源から十分なリターンを生み出している(has produced a sufficient return)か。この評価にあたっては、(1)②と同様の情報が必要とされる。

14. 2015年9月のIASB会議において、IASBは、IAS第32号の要求事項を議論し、3つのアプローチ(アルファ、ベータ、ガンマ)を識別した。3つのアプローチは次の項目に影響を与える可能性がある。

(1) 負債と資本の区分

(2) 負債と資本の区分だけでは把握できない特徴の情報を提供するための追加的な下位分類(sub-category)

(3) 要求事項の首尾一貫性、網羅性、明瞭性を改善するために必要なその他の修正

3つのアプローチ(アルファ、ベータ、ガンマ)の要約及び提案されているアプローチに基づく金融商品の分類結果を別紙に記載している。

15. 2015年10月のIASB会議において、IASBは、企業自身の資本に対するデリバティブの会計処理に関する課題を議論し、IASBスタッフに次の事項を指示した。

- (1) 企業自身の資本に対するデリバティブについて、IAS第32号における既存の分類要件が、3つのアプローチの基礎となる根拠にどのように適合するかを検討すること

(2) 既存の要求事項における潜在的な改善範囲を識別すること

16. 2016年2月のIASB会議において、IASBは、ガンマ・アプローチ（アルファ・アプローチとベータ・アプローチを組み合わせたものであり、IAS第32号による分類結果と類似する分類結果を生むアプローチ）に基づき次の事項を議論した。

(1) 負債と資本の区分だけでは把握されない追加的な特徴に関する情報を提供するための負債における追加的な区分及び資本における追加的な区分

(2) 条件によって負債や資本として決済される結果となる請求権の会計処理に対する課題（今後も議論を継続する）

17. 負債における追加的な区分については、IASBは、ガンマ・アプローチ（アルファ・アプローチも同様）において、次の項目を区分することが有用であると考えている。

(1) 特定の金額（決済方法にかかわらず企業の経済的資源から独立して決定される金額）で決済される負債から生じる収益又は費用

(2) 残余の金額（企業の普通株式の公正価値と同じ価値を持つ金額など）に依存する負債から生じる収益又は費用

IASBは、ガンマ・アプローチ（アルファ・アプローチも同様）においては、残余の金額に依存する負債を財政状態計算書において区分表示することが有用であると考えている。

今後、IASBは負債の優先順位に関する情報を財政状態計算書又は注記において提供することが有用であるかどうか検討する予定である。

18. 資本における追加的な区分については、ガンマ・アプローチに基づく資本は資源の流出や固定リターンを必要としないものの、資本の中において様々な請求権が含まれることとなる。IASBは、既存のIFRSにおいて、純損益及びその他の包括利益(OCI)を非支配持分と親会社の所有者に帰属させることを要求していることを考慮し、次の事項が有用であると考えている。

(1) 親会社の普通株式以外の資本のクラスに純損益及びOCIを帰属させること

(2) 上記の帰属を反映するために、資本の各クラスの帳簿価額を更新すること

今後、IASBはガンマ・アプローチでは負債になるが、アルファ又はベータ・アプローチで資本となる請求権について、金額の帰属を目立つように表示する方法を検討する予定である。

III. 今後の予定

財務報告上の課題

19. IASB スタッフは今後の IASB 会議において次のトピックを議論することを計画している。

- (1) 3つのアプローチにおける企業自身の資本に対するデリバティブの分類
- (2) 異なる特徴を有する負債から生じる収益及び費用の区分及び表示方法（例：純損益の内訳として表示する方法、純損益と OCI の区分を用いる方法）
- (3) 普通株式以外の資本のクラスに帰属する金額を決定するための要求事項
- (4) 既存のプッタブル金融商品の例外を満たす金融商品に対する3つのアプローチにおける分類
- (5) 条件によって決済の結果が変わるもの（契約の境界線や契約と法規制との相互関係を含む）
- (6) 資本性金融商品の認識、認識の中止及び再分類（決済、転換、満期、契約変更などを含む）
- (7) 追加的な開示要求事項（負債の優先順位の情報を提供するための要求事項を含む）
- (8) その他の IFRS、IFRIC、概念フレームワークとの相互関係

ASAF における議論

20. ASAF は概念フレームワーク・プロジェクトに対する主要な諮問機関であることから、IASB スタッフは、今後の ASAF 会議において、概念フレームワーク及び本プロジェクトに関連する次のトピックを議論することを考えている。

- (1) 条件により負債や資本として決済される結果を有する請求権について、概念フレームワークの公開草案において提案されている「現在の義務」の要求事項をどのように適用するか（同公開草案では、企業が移転を回避する実際の能力を有していない場合に企業は経済的資源を移転する現在の義務を有していると提案している。）
- (2) 変動数の株式により決済される特定の金額の義務を負債にすべきかどうか

アウトリーチ

21. IASB は今後アウトリーチを実施する予定であり、特に次の事項に関して利用者の

見解を得ることを考えている。

- (1) 特定の特徴に関する情報の有用性についての利用者の評価について IASB が前提とした仮定が適切かどうか
 - (2) 当該評価を促すために財務諸表の情報をアレンジする方法についての有用性
22. IASB は利用者とのアウトリーチの資料を作成しているところであり、ASAF メンバーに当該資料を共有することを考えている。利用者からのフィードバックについては、今後の ASAF 会議で議論される可能性がある。

IV. ASAF メンバーへの質問

23. 今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して、次の質問がされている。
- (1) ASAF メンバーは今後議論することが提案されているトピックについて同意するか。
 - (2) ASAF メンバーはその他の質問又はコメントがあるか。

V. 当委員会事務局による気付き事項

24. 当委員会事務局による気付き事項は、次のとおりである。

概念フレームワーク・プロジェクトとの関係

- (1) これまで、当委員会は、IASB が概念フレームワークを一旦最終化させつつ、負債と資本の区分について別個の研究・プロジェクトを実施していくことについて強い懸念を表明していなかった。しかし、本プロジェクトにおける IASB の検討状況を踏まえると、本プロジェクトにおける今後の検討は、企業に対する請求権の分類のあり方に大きな影響がある可能性があり、結果的に概念フレームワークにおける負債と資本に関連する記述を大幅に修正することにつながる可能性がある。このため、本プロジェクトが完了する前に概念フレームワークの見直しを暫定的に最終化することについて、IASB は今後慎重に検討すべきと考えられる。

本プロジェクトの進め方

- (2) 当委員会は、これまで、企業への請求権の区分にあたっては、異なる複数の目的を達成する必要があるとして、3 区分アプローチ又は負債と資本の 2 区分としたうえで資本の内訳に下位区分を設けるアプローチを主張してきた。他方、

現在の IASB による検討は、企業への請求権を負債と資本の 2 区分に分類することを前提としたうえで、その後、追加的な下位区分が必要か否かを検討するアプローチを採用している。また、審議において、負債と資本の区分によって達成すべき目的（財務業績の表示、流動性の表示、支払能力の表示など）から議論するのではなく、目的適合性のある特徴の別によって異なる 3 つのアプローチを開発したうえで、そのうち、現行の IAS 第 32 号における要求事項と最も近い結果を生じさせるガンマ・アプローチを基礎として検討が進められている。

- (3) しかし、企業への請求権の区分（負債と資本への区分を含む。）のあり方を検討するにあたっては、まず、当該区分によって何を達成すべき目的とするかを明らかにするとともに、目的の中で優先順位を設けることが必要と考えられる。この点、我々は、従来から、主に財務諸表利用者が企業の最残余の持分の所有者に帰属するリターンを適切に理解することができるような財務業績に関する情報の提供が特に重要としており、IASB がこうした観点から検討を行うことが望まれる。

以 上

(別紙)

3つのアプローチの要約

	アルファ	ベータ	ガンマ
負債と資本の区分 (2015年9月に議論)	<ul style="list-style-type: none"> ● 負債:清算時点以外の特定の時点で経済的資源を移転する義務 ● 資本:清算時点のみにおいて経済的資源を移転する義務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 負債:経済的資源から独立した特定の金額で決済される義務 ● 資本:残余金額で決済される義務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 負債:アルファ・アプローチ又はベータ・アプローチによって負債となる義務 ● 資本:アルファ・アプローチかつベータ・アプローチによって資本となる義務
焦点を当てている評価 (2015年7月に議論)	<ul style="list-style-type: none"> ● 期限到来時における義務を果たすために要求される経済的資源を企業がどの程度保有しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 義務を果たすために要求される経済的資源を企業がどの程度十分に保有しているか ● 請求権に対して約束したリターンを満たすために、企業が経済的資源からどの程度十分なりターンを生み出しているか ● どのように経済的資源が請求権に分配されるか 	<ul style="list-style-type: none"> ● アルファ・アプローチとベータ・アプローチの両方が焦点を当てている評価(ただし、負債における追加的な区分が必要)
上記評価に目的適合性がある特徴 (2015年7月に)	<ul style="list-style-type: none"> ● 清算時点以外の特定の「時点」に経済的資源を移転する請求権の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の利用可能な経済的資源から独立した特定の「金額」を要求する請求 	<ul style="list-style-type: none"> ● アルファ・アプローチとベータ・アプローチの両方における特徴

	アルファ	ベータ	ガンマ
議論)		権の情報 <ul style="list-style-type: none"> ● 清算時点における請求権の「優先順位」に関する情報 	
有用となる比率の種類	<ul style="list-style-type: none"> ● 流動性 	<ul style="list-style-type: none"> ● ソルベンシー及び損失負担能力 ● レバレッジ比率分析 ● インタレスト・カバレッジ分析、リターン・カバレッジ分析 	<ul style="list-style-type: none"> ● アルファ・アプローチとベータ・アプローチの両方で有用となる比率（ただし、負債における追加的な区分が必要）
利用者が判断できるようになる項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は現金を効率的に管理しているか ● 企業は期限到来時に債権者に支払う現金を十分に保有しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は劣後請求権から追加的な資金調達をする能力があるか ● 企業は債務によって制限されているか ● 企業は引き渡さなければならないリターンを超過するリターンを生み出しているか ● どの請求権がアップサイドを享受できるか 	<ul style="list-style-type: none"> ● アルファ・アプローチとベータ・アプローチの両方における項目（ただし、負債における追加的な区分が必要）

提案されているアプローチに基づく金融商品の分類結果

	アルファ	ベータ	ガンマ	IAS 第 32 号	概念フレームワーク 公開草案
普通社債	負債				
普通株式	資本				
公正価値で償還可能な株式(プッタブル金融商品の例外に該当しない場合)	負債	資本	負債		
公正価値で償還可能な株式(プッタブル金融商品の例外に該当する場合)	今後議論する予定			資本	負債
固定数の株式を引き渡す義務(株式を買い戻すことなく企業が追加で株式を発行できる能力がある場合)	資本				
株式で決済される債券(経済的資源から独立した金額と同じ価値となる可変数の普通株式を引き渡す義務)	資本	負債			資本
累積的優先株式	資本	負債		資本	
非累積優先株式	資本				

以 上